

令和元年度 事業報告

公益社団法人 愛知県安全運転管理協議会

令和元年度 事業報告

目 標

「企業一体となった 安全活動を推進して 地域社会に貢献しよう」

重点業務

1 組織をあげた安全運転管理の推進

(1) 組織的な安全運転管理の推進

- ア ドライブレコーダーやテレマティクスなど新たな管理システムの導入により、安全運転管理体制の充実強化を図った。
- イ 安全運転管理計画を策定し、組織的な活動を推進した。
- ウ 交通安全講習会、事故防止検討会の開催など、安全教育の充実による交通安全意識の浸透を図った。
- エ 参加・体験・実践型の交通安全活動を推進した。
- オ 各種表彰制度の活用により、安全運転意識の高揚を図った。
- カ 外国人従業員向けの交通安全教室を積極的に開催した。

(2) 安全運転管理者等に対する安全運転管理能力向上対策の推進

- ア 法定講習の受講が安全運転管理の基本であることから、警察本部交通部交通総務課及び警察署交通課と連携することにより安全運転管理者等全員の受講を目指し、安全運転管理能力の向上を図った。
- イ 交通事故の発生傾向や特徴を分析した資料等を提供し、事故実態に応じた指導を行った。
- ウ 安全運転管理者等に運転適性検査指導者講習を受講させ、管理能力の向上を図った。

(3) 安全運転管理者未選任事業所の発見、選任及び入会の勧奨

- ア 安全運転管理者未選任事業所の発見活動を推進し、未選任事業所の一掃に努めた。
- イ 安全運転管理協議会への入会を勧奨して交通安全活動への参加を促し、交通安全活動の充実と組織基盤の強化を図った。

(4) 安全運転管理モデル事業所活動の推進

- ア 警察署長・地区協議会長の連名により108の事業所を「安全運転管理モデル事業所」として委嘱（機関誌AAKK 10月号に掲載）して、安全運転管理者の業務を効果的に推進して交通事故の防止を図り、その成果を各事業所及び地域に普及させた。

(5) ヤングドライバー等に対する安全教育の強化

新入社員等に対して、企業人としての運転マナーの高揚を図った。

- (ア) 運転中における携帯電話（スマートフォン）の使用禁止の徹底
- (イ) 歩行者保護運転の徹底
- (ウ) 運転適性検査の実施と結果の活用
- (エ) 「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」への参加
- (オ) 二輪運転者クラブの結成と自主的な安全活動の促進

(6) 高齢者の事故防止対策の推進

ア 交通安全教育シミュレータ等を活用した交通安全教育等を通じて、高齢従業員に身体機能の変化を理解させた。

イ 安全運転サポート車は、加齢に伴う身体能力の低下を補う機能を備えているが、その安全機能を過信すれば事故抑止効果も失われてしまうことから、ドライバーとしての責任を持って安全運転に努めることで安全運転サポート車本来の事故抑止機能を発揮することを啓発し、その普及を促進した。

ウ 一定期間に複数回の交通事故の当事者となった高齢運転者に対しては、当該事故の状況や健康状態等を踏まえた交通安全教育を実施したほか、安全運転サポート車の紹介や運転免許証自主返納の検討を促した。

(7) 夕暮れ時及び夜間対策の推進

交通死亡事故が多発する夕暮れ時及び夜間を重点とした対策を推進した。

(ア) ライト・オン運動の推進

夕暮れ時に多発する歩行者・自転車利用者との事故を抑止するため、前照灯を早めに点灯するライト・オン運動を推進した。

(イ) ハイビーム活用運動の推進

夜間、歩行者等を早期に発見するため、ハイビームの活用を指導した。

2 通勤時のマイカー事故防止対策の推進

(1) マイカーの掌握と指導の徹底

- ア マイカー保有者を掌握し、運転免許証、車検証、保険加入状況等を確認した。
- イ マイカー通勤者に通勤経路マップを作成させ、これに基づいた具体的な指導を行った。
- ウ 「通勤事故防止3か条」を指導した。
 - ① 10分早めの出勤
 - ② 抜け道・近道をしない。
 - ③ 急がない。

(2) ドライバークラブの結成と活動の強化

- ア ドライバークラブによる自主的な交通安全活動の計画と実行を促した。
- イ 優良運転者に対する表彰(ドライバークラブ表彰等)を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図った。
- ウ 自転車通勤者のグループ化を図り、ドライバークラブに準じた指導を行った。

(3) 被害軽減対策の推進

- ア 全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい使用の徹底を図った。
- イ 二輪車運転者に対してヘルメットの着用を徹底し、各種プロテクター、エアバッグジャケットの着用を促進した。
- ウ 全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用を促進した。

(4) 飲酒運転等根絶対策の推進

- ア 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の高揚を図った。
- イ 飲酒運転を助長する環境の根絶を図った。
 - (ア) 飲酒を伴う会合の届け出と事前指導の徹底
 - (イ) 飲酒運転周辺三罪(酒類提供・車両提供・同乗)の根絶

(5) 自転車安全利用の促進

- ア 自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」を周知し実践するよう指導した。
- イ 反射材用品の自発的な着用を推進した。
- ウ 自転車の交通事故により生じた損害を賠償する保険等への加入を促進した。

3 地域と連携した交通安全活動の推進

(1) 各季の交通安全運動

警察、関係機関・団体及び地域と連携し、地区あるいは事業所単位の交通安全活動を積極的に展開した。

なお、年間の活動計画を機関誌 A A K K 4月号で広報した。

ア 春の全国交通安全運動 5月11日(土) ～ 5月20日(月) (10日間)

(ア) 立看板「全員のベルトのカチャリがゴーサイン」10,487本作製

(イ) 活動結果を機関誌 A A K K 7月号で紹介

イ 夏の交通安全県民運動 7月11日(木) ～ 7月20日(土) (10日間)

(ア) 立看板「四輪に無事故を足して待った五輪」9,889本作製

(イ) 活動結果を機関誌 A A K K 9月号で紹介

ウ 秋の全国交通安全運動 9月21日(土) ～ 9月30日(月) (10日間)

(ア) 立看板「夕暮れの早めのライトで防ぐ事故」10,457本作製

(イ) 活動結果を機関誌 A A K K 11月号で紹介

エ 年末の交通安全県民運動 12月1日(日) ～ 12月10日(火) (10日間)

(ア) 立看板「大丈夫?昨日のお酒も気を付けて」9,283本作製

(イ) 活動結果を機関誌 A A K K 2月号で紹介

(2) 交通安全の日

交通事故死ゼロの日等における立哨活動を推進した。

ア 交通事故死ゼロの日 毎月10日、20日、30日

全国一斉『交通事故死ゼロを目指す日』 5月20日(月) 9月30日(月)

イ 高齢者を交通事故から守る日・週間 毎月30日(2月は末日)

高齢者交通安全週間 9月14日(土) ～ 9月20日(金)

ウ 自転車・二輪車の安全利用

○ 自転車・二輪車安全利用の日 毎月10日

○ 自転車安全利用月間 5月

○ バイクの日 8月19日(月)

(3) 各種交通安全運動

交通安全スリーS運動等を推進し、交通安全意識の高揚に努めた。

ア 交通安全スリーS運動

「ストップ、スロー、スマート」

イ ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)

○ 点灯時刻の目安(日没時刻のおおむね1時間前)

○ 県内一斉ライト・オン関所 9月28日(土) 午後5時から30分間

特に、日没時間の早い11月から1月までは、午後4時に点灯する「4時から点灯」を推進した。

ウ ハンド・アップ運動

歩行者とドライバーが横断時に意思疎通を図るハンド・アップ運動を推進した。

エ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底運動

～ 「カチッと100！」を合言葉に、着用率100%をめざして ～

○ シートベルト・チャイルドシートの日 毎月20日

○ シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

・ 2月11日(月) ～ 2月20日(水)

・ 6月11日(火) ～ 6月20日(木)

・ 11月11日(月) ～ 11月20日(水)

○ 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所

・ 2月20日(水) … 午前8時～10時までの内の1時間

・ 6月20日(木) … 午前8時～10時までの内の1時間

・ 11月20日(水) … 午前8時～10時までの内の1時間

オ 飲酒運転の根絶

○ 飲酒運転根絶の周知徹底と広報啓発

「飲酒運転を四(し)ない運動」(運転するなら酒を飲まない。酒を飲んだら運転しない。運転する人に酒をすすめない。酒を飲んだ人に運転させない。)の広報を推進した。

○ 飲酒運転を根絶する環境の醸成

事業主、安全運転管理者等が中心となって、飲酒運転を根絶する職場環境の醸成を図った。

○ 飲酒運転根絶の日・飲酒運転根絶強調月間

・ 飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日

・ 飲酒運転根絶強調月間 12月

(4) 街頭活動等の推進

ア 地域や警察署等の関係機関・団体と連携し、各季の交通安全運動、交通事故死ゼロの日等を中心に積極的な交通安全立哨活動、交通安全キャンペーン等を推進した。

イ 交通安全立哨活動に学童横断場所を設定し、通学保護に配慮した。

ウ 地域住民との交流会を開催した。

4 歩行者保護を始めとした交通安全意識の定着

(1) 歩行者保護に資する活動の推進

- ア 歩行者保護意識の醸成に向けた安全運転教育を実施した。
- イ 歩行者保護モデルカー活動の普及促進を図った。
- ウ 歩行者保護を目的とする街頭キャンペーン等への参加促進を図った。
- エ 横断歩行者保護意識の向上及び「横断歩道の日（毎月11日）」の周知徹底を図った。

(2) 交通マナー向上活動の推進

- ア 交通ルールを遵守し、他車の模範となる運転を指導した。
- イ 交差点の通行方法の周知を図り、無理な交差点への進入、頻繁な進路変更、急ブレーキ・急ハンドル等、危険性・迷惑性の高い運転の禁止を指導した。
- ウ あおり運転の被害を受けた場合は、速やかに安全な場所へ移動し、110番するよう指導した。
- エ ドライバー、自転車利用者が守るべき5つの心得を示した「交通マナー向上五則」を周知し、その実践を指導した。

「交通マナー向上五則」 ～危険な運転を追放し、交通マナーを高めよう～

一般業務

1 会議等

(1) 安全運転管理事務担当者連絡会議

- ア 月日 4月23日（火）
- イ 場所 愛知県自動車会館
- ウ 議事 令和元年度安全運転管理業務の説明
当面の諸問題

(2) 第1回理事会・社員総会

- ア 月日 5月14日（火）
- イ 場所 名鉄ニューグランドホテル
- ウ 議事 平成30年度事業報告・収入支出決算報告

(3) 会長・副会長会議

- ア 月日 8月20日（火）
- イ 場所 名古屋マリオットアソシアホテル
- ウ 議事 秋の人事案件
業務推進状況

(4) 臨時理事会・社員総会

- ア 月日 11月28日（木）
- イ 場所 名鉄ニューグランドホテル
- ウ 議事 役員の退任及び選任
上半期事業報告

(5) 愛知県交通安全県民大会

- ア 月日 1月16日（木）
- イ 場所 愛知県芸術劇場

(6) 第60回交通安全国民運動中央大会（東京）

- ア 分科集会（企業部会）
 - (ア) 月日 1月21日（火）
 - (イ) 場所 グランドヒル市ヶ谷
- イ 本会議
 - (ア) 月日 1月22日（水）
 - (イ) 場所 文教シビックホール

(7) 第2回理事会・社員総会

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、理事会及び総会は中止し、議事は書面により実施（3月24日をもって社員全員の同意を得て決議）した。

2 機関誌の編集発行

機関誌AAKKを180,000部（月平均15,000部）発行して安全運転管理情報の共有化を図った。

3 調査研究

警察本部交通部の交通事故関係データを分析検討し、機関誌AAKKに掲載したほか、安全運転管理業務の資料として活用した。

4 i（アイ）ネットによる交通情報等の提供

警察本部交通総務課と協力・連携してiネットシステムの普及促進を図り、交通情報等を迅速に提供した。

特に、県内主要行事である第70回全国植樹祭（6/2）、ラグビーワールドカップ2019（9/20～11/2 豊田スタジアム 9/23, 28, 10/5, 12）及びG20外務大臣会合（11/22, 23）は県民生活に影響があることから、その交通規制情報等をタイムリーに提供した。

5 交通安全教育用DVDの貸出（令和元年度購入10本）

交通安全教育用DVD等202本を備え付け、無料貸出しを実施した。

- 利用事業所 522事業所
- 利用本数 延765本

6 運転適性検査指導者講習会の実施

(1) 運転適性検査指導者講習会

- ア 月日 10月17日（木）18日（金）
- イ 場所 愛知県自動車会館
- ウ 受講人員 60人

(2) 事業所における運転適性検査

資格認定を受けた運転適性検査指導者による「警察庁K-2型」の運転適性検査は、87事業所において18,655人を対象に実施され、運転適性診断票に基づいた個人指導が行われた。

7 エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動の実施

(1) 会員事業所のドライバークラブ等を対象に、夏の交通安全県民運動初日の7月11日(木)から10月18日(金)までの100日間、「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」を実施し、達成したチームを11月26日(火)アイリス愛知において愛知県警察本部長及び愛知県安全運転管理協議会長の連名で表彰し、個人に記念品を贈呈した。

○ 参加チーム等

チーム	参加		達成		達成率
若者(1チーム5人)	86チーム	430人	80チーム	400人	93.0%
一般(1チーム10人)	281チーム	2,810人	207チーム	2,070人	73.7%
計	367チーム	3,240人	287チーム	2,470人	78.2%

注 若者とは、16歳以上24歳以下をいう。

(2) 「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動に参加して」の感想文(4人)を機関誌AAKKに掲載して交通安全意識の高揚を図った。

8 表彰

(1) 令和元年優良安全運転管理者等表彰式

5月23日(木)愛知県女性総合センター(ウィルあいち)

ア 愛知県警察本部長・愛知県安全運転管理協議会長の連名表彰

- (ア) 優良安全運転管理協議会 5協議会
- (イ) 優良安全運転管理指導者等 9人
- (ウ) 優良安全運転管理者等 152人
- (エ) 優良安全運転管理事業所 161事業所
- (オ) 優良自動車運転者 148人

イ 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長の連名表彰

- (ア) 優良安全運転管理協議会 3協議会
- (イ) 優良安全運転管理者等 14人
- (ウ) 優良安全運転管理事業所 12事業所

(2) 令和元年交通安全功労者等表彰式

9月19日(木)愛知県女性総合センター(ウィルあいち)

ア 交通栄誉章「緑十字銅章」

- (ア) 交通安全功労者 46人
- (イ) 優良安全運転管理者 62人

イ 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長の連名表彰

- (ア) 交通安全功労団体 4団体
- (イ) 交通安全功労者 16人

(3) 優良ドライバー表彰（通年表彰）

ア 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長の連名表彰

(ア) 優良運転者 特賞 204人

(イ) 優良運転者 金賞 229人

イ 警察署長・地区協議会長の連名表彰

(ア) 優良運転者 銀賞 279人

ウ 事業所の長の表彰

(ア) 優良運転者 銅賞 491人

(4) 愛知県交通安全推進協議会長表彰（知事・1月16日（木））

ア 交通安全功労者 1人

イ 優良安全運転管理協議会 2協議会

ウ 優良安全運転事業所 3事業所

(5) 警察庁長官・全日本交通安全協会長の連名表彰（1月22日（水））

ア 交通栄誉章

(ア) 緑十字 金章 2人

(イ) 緑十字 銀章 2人

(ウ) 緑十字 銅章（9月19日表彰） 108人

イ 優良安全運転管理協議会 1協議会

ウ 優良安全運転事業所 5事業所

(6) 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長の連名表彰

11月26日（火）アイリス愛知

エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動達成 287チーム

法定講習

1 講習科目及び講師

- (1) 愛知県内及び警察署管内の交通事故の現状と対策
所轄警察署長及び交通課長

- (2) 安全運転管理
部外講師 弁護士宮寄良一氏ほか12人

- (3) 安全運転管理者選任事業所の交通死亡事故の発生状況等
愛知県安全運転管理協議会講師

2 講習会開催状況

区 分	安全運転管理者	副安全運転管理者
開会回数	57回	12回
管理者数	20,107人	5,909人
受講者数	19,245人	5,505人
受講率	95.7%	93.2%